

# 令和4年度日本学生支援機構奨学金 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 学生等に対する緊急対応について

## 1. (アルバイト収入が大幅に減少した学生)緊急特別無利子貸与型奨学金

対象者：新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイトの収入が大幅に減少した者。

奨学金種：第二種奨学金(貸与月額2万～12万) ※無利子型

貸与期間：「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の適用等に伴い、アルバイト

収入が大幅に減少した月～2023年3月まで ※最大1年間

※第二種奨学金の貸与を受けている場合は申込できません。

## 2. (卒業予定期を超えて在学している方) 第二種奨学金の新規申込

対象者：新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職の内定取り消しや就職先が決

まらない等でやむを得ず、卒業予定期を超えて在学することになった者

貸与始期：2022年4月～9月

貸与終期：原則卒業予定期 ※最大1年間

## 3. (休学中または休学予定の方) 第二種奨学金の新規申込

対象者：新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、2022年度中に休学し、ボランテ

ィアに参加する等の活動を行っている者または予定の者。

貸与始期：休学期間における活動開始年月(2022年4月～2022年9月)

貸与終期：原則卒業予定期

※休学期間における貸与期間は最大1年間

#### 4. (第二種奨学金を貸与中で休学中または休学予定の方) 第二種奨学金の継続貸与

対象者：新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、2022年度中に休学し、ボランティアに参加する等の活動を行う者で、奨学金の継続が必要な者。

貸与期間：活動開始年月から最大1年間

(活動開始年月が2022年4月～2022年9月)

#### 5. (貸与奨学金採用者) 貸与奨学金の期日前交付

申請者は7月の貸与奨学金振込日(7/11)に8月・9月分が期日前に振り込まれます。

対象者：すでに第一種奨学金・第二種奨学生として採用されている者(令和4年度採用者を含む)。

※7月に8月分・9月分が振り込まれた場合、次回の振込は10月になります。

##### 各申請の期限について

1 : 12月16日(金)までに

2、3のいずれか : 5月13日(金)までに

4 : 当該活動日前後2カ月までに

5 : 5月30日(月)までに

学生課生活支援係までお問い合わせください。

(問い合わせ先) 学生課生活支援係 Tel : 0994-46-4889